

# 京都観光サポーター及び京都観光グローバルサポーター設置要綱

## (目的)

第1条 京都観光サポーター（以下「サポーター」という。）及び京都観光グローバルサポーター（以下「グローバルサポーター」という。）は、幅広い分野における活動を通じて、市民生活と調和した持続可能な京都観光の実現に寄与することを目的とする。

## (役割)

第2条 サポーター及びグローバルサポーターは、前条の目的を達成するために次の役割を担う。

- (1) 「京都観光行動基準（以下「京都観光モラル」という。）」を率先して実践すること  
並びに京都観光モラルの普及、啓発
- (2) 活動内容の定期的な報告
- (3) その他本市が実施する観光施策への協力

## (選考)

第3条 サポーター及びグローバルサポーターは、応募のあった個人（グループで活動するものを含む。）の中から、選考のうえ、市長が任命する。

2 サポーター及びグローバルサポーターの選考手続は、別に定める。

## (基準)

第4条 サポーターは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 京都の魅力向上・発信に係る活動実績が3年以上あること
- (2) 定期的、継続的に京都観光モラルの普及、啓発活動及び実践ができること
- (3) 本市の観光施策の推進に貢献する意欲があると認められること
- (4) 応募者の実践する活動に賛同する観光関連等の団体の推薦を2団体以上から得ていること

2 グローバルサポーターは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 前項第1号、第2号及び第3号に規定する事項
- (2) 海外に向けた京都の魅力向上・発信に係る継続した活動実績があること
- (3) 定期的、継続的に海外に向けた京都観光モラルの普及、啓発活動ができること

3 次のいずれかに該当する者は、サポーター及びグローバルサポーターになることはできない。

- (1) サポーター又はグローバルサポーターの名を利用して、宗教活動、政治活動のほか、物品の販売、サービスの提供など営利活動を行う者
- (2) 特定の職にある間のみ活動するなど、継続的な活動が期待できない者
- (3) 公序良俗に反する等サポーター又はグローバルサポーターとしてふさわしくない行為、言動がみられるなどのほか、市長が特に必要と認める者

## (任期)

第5条 サポーター及びグローバルサポーターの任期は、任命の日から令和7年3月31日までとする。

2 前条第1項及び第2項に定める要件に該当しなくなった者、前条第3項各号のいずれかに該当する者及び辞退の申し出があった者は、任期中であっても解任する場合がある。

(報酬)

第6条 サポーター及びグローバルサポーターは、無報酬とする。

(英語表記)

第7条 サポーター及びグローバルサポーターの英語表記は、Kyoto Tourism Supporter/  
Kyoto Tourism Global Supporter とする。

(事務局)

第8条 サポーター及びグローバルサポーターに関する事務は、京都市産業観光局観光  
MICE 推進室が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、サポーター及びグローバルサポーターに関し必要な事項は、産業観光局観光政策担当局長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月16日から施行する。

(他の要綱の廃止)

2 この要綱の施行する日をもって、京都国際観光大使設置要綱（平成23年3月17日産業観光局長決定）、京都観光おもてなし大使設置要綱（平成23年3月17日産業観光局長決定）、京都国際観光大使選考要領（平成26年11月10日観光政策担当局長決定）及び京都観光おもてなし大使選考要領（平成24年9月6日観光MICE推進室長決定）を廃止する。